

枚方市結核対策費補助金交付要領

第1 趣旨

この要領は、枚方市補助金等交付規則及び枚方市結核対策費補助金交付要綱の規定に基づき、枚方市結核対策費補助金（以下「補助金」という。）の交付手続について必要な事項を定めるものとする。

第2 交付申請時期

補助金の交付申請時期は、当該年度10月31日（消印有効）までとする。

第3 交付申請

- (1) 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という）は、枚方市結核対策費補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。
- (2) 申請者は、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - ① 補助金以外の経費負担の概要（別紙1）
 - ② 結核対策費経費所要額調（別紙1の1）
 - ③ 健康診断事業計画書（別紙1の2）
 - ④ 結核対策費支出計画書（別紙1の3）
 - ⑤ 歳入歳出予算書抄本（関係分のみ）（別紙1の4）
 - ⑥ その他、市長が必要と認める書類

第4 交付決定

- (1) 第3の交付申請書の提出があった場合、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の交付を決定するものとする。
- (2) 補助金の適正な交付を行うため必要があると認めるときは、申請者が当該交付の申請に係る事項について修正し、再審査した上で補助金の交付を決定するものとする。

第5 交付決定通知

市長は、補助金の交付を決定したときは、枚方市結核対策費補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

第6 交付申請の取下げ

- (1) 申請者は第5による通知を受けた場合において、その決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該年度末まで、枚方市結核対策費補助金交付申請取下書（様式第3号）により申請の取下げをすることができる。
- (2) 交付申請の取下げは、枚方市結核対策費補助金交付申請取下書（様式第3号）を市長に提出することにより行わなければならない。
- (3) 交付申請取下書の提出があったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとする。

第7 交付申請の変更

- (1) 交付申請内容等の変更をしようとするときは、枚方市結核対策費補助金変更承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(2) 申請者は、次に掲げる書類を添付しなければならない。(変更前及び変更後)

- ①補助金以外の経費負担の概要(別紙1)
- ②結核対策費経費所要額調(別紙1の1)
- ③健康診断事業計画書(別紙1の2)
- ④結核対策費支出計画書(別紙1の3)
- ⑤歳入歳出予算書抄本(関係分のみ)(別紙1の4)
- ⑥その他、市長が必要と認める書類

(2) 市長は、前項の内容を審査し、相当と認めたときは、枚方市結核対策費補助金交付決定変更通知書(様式第5号)により通知するものとする。

第8 交付申請の中止又は廃止

- (1) 交付申請内容等の中止又は廃止をしようとするときは、枚方市結核対策費補助金中止・廃止承認申請書(様式第6号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。
- (2) 中止・廃止承認申請書の提出があったときは、当該事業に係る補助金の交付決定はなかったものとする。

第8 実地調査等

枚方市結核対策費補助金の交付に係る実地調査は、当該職員が行い、申請者に必要な書類の提出を求めることがある。

第9 実績報告

- (1) 申請者は、当該年度2月末(必着)までに枚方市結核対策費補助金事業実績報告書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。
- (2) 実績報告書には次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - ①補助金以外の経費負担の概要(別紙7)
 - ②結核対策費補助金精算額明細書(別紙7の1)
 - ③健康診断事業実施報告書(別紙7の2)
 - ④歳入歳出決算(見込)書抄本(関係分のみ)(別紙7の3)
 - ⑤その他市長が必要と認める書類

第10 交付確定

第9の実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付を確定するものとする。

第11 交付確定通知

市長は、補助金の交付を確定をしたときは、枚方市結核対策費補助金交付確定通知書(様式第8号)により通知するものとする。

第12 交付請求

申請者は、第11の交付確定通知を受けたときは、別に定める期日までに枚方市結核対策費補助金交付請求書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

第13 施行期日

この要領は、平成30年4月1日から施行する。